

福島第二原子力発電所における 新型コロナウイルス対策について

2020年7月30日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

1. 福島第二原子力発電所における新型コロナウイルス対策の概要（1/2）

（本頁以降、7/1公表資料からの変更点は赤字記載）

TEPCO

- ◇政府が緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大したことを踏まえ、2020年4月17日（午前0時）、福島第二原子力発電所は新型コロナウイルス流行に備えた態勢（第3対策態勢）へ移行
- ◇政府が福島県を含む39県の緊急事態宣言を解除したことを踏まえ、5月15日（午後1時）、福島第二原子力発電所は第2対策態勢へ移行
- ◇政府が全ての緊急事態宣言を解除したことを踏まえ、5月26日（午前0時）、福島第二原子力発電所は第1対策態勢へ移行
- ◇福島第二原子力発電所においては、社員および協力企業作業員に新型コロナウイルスの罹患者は発生していないこと（7月29日時点）などから、現段階では現場作業を継続していく予定
- ◇ただし、今後の感染拡大のリスクに備え、次のとおり対応を継続
 - ・ 感染拡大防止のため、「3密」（密閉、密集、密接）回避を更に徹底
 - ・ 現時点では現場作業を継続するが、罹患者の発生・増加に備え、プラントを安全・安定に維持管理するために必要な作業を継続しつつ、それ以外の業務については縮小できるよう、検討・準備を実行
 - ・ 今後、福島県から要請等が出された場合は、要請等の内容を踏まえ、改めて検討
- ◇業務縮小を行うかどうかについては、罹患者の発生および濃厚接触者の状況を勘案しながら慎重に判断

2. 福島第二原子力発電所における新型コロナウイルス対策の概要（2/2）



- ◇なお、「東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議での感染拡大警報」や「神奈川アラート」（その他千葉県・埼玉県の警報含む）など、東京圏での感染者増加を懸念し、7月28日以降、これまでの対策を継続しつつ、次頁以降のとり内容の一部を見直すこととした。
- ◇福島第二原子力発電所においては、新型コロナウイルス対策として、出社前に検温し、発熱等の風邪症状(咳、のどの痛み、鼻水など)がある場合は出社を自粛
- ◇東京電力社員に対しては、マスク着用および出社前検温（発熱等の風邪症状のある場合は出社を自粛）の義務化、感染者・感染疑い者の情報確認を実施
- ◇協力企業に対しては、感染者・感染疑い者が発生した場合の東京電力労務担当への報告を指示。また、3密回避、マスク着用、手洗いの励行、消毒の徹底など感染予防・拡大防止に関する協力と県外から作業員を受け入れる場合には移動前2週間行動歴の記録について、移動先の上司が3密箇所へ行動歴がないことを確認
- ◇当直体制は、交替要員を確保するため予備チームを設置。使用済燃料の安定冷却を維持するために、当直員罹患を回避するため、対策を実行
- ◇視察者の受入れについては、7月1日より再開（3月2日から6月30日まで中止）
※2019年度の視察者数は、3月末時点で2,020人
- ◇新型コロナウイルスの影響により、国内外でマスクや防護装備の需要が高まっているが、福島第二原子力発電所の作業で使用している放射線防護装備については、現時点で必要量を確保
- ◇2020年7月29日現在、感染者・感染疑い者は、0人

3. 福島第二原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（1/3）

<東京電力・協力企業共通>

■ 食堂の対面喫食禁止（3/5～）

- ・対面喫食による飛沫感染を防ぐため、座席の間引きを実施

■ 中央制御室に入室する際の対策

- ・運転員以外の入室を原則禁止
- ・手洗い消毒を厳守、マスク着用を義務化
- ・入室前の検温を実施（非接触型赤外線体温計）
- ・入出者名簿を記録（所属、氏名、入室時間）

■ 感染予防・拡大防止

- ・手洗いおよび手指のアルコール消毒の励行、共用スペース使用後の消毒実施

■ 日常の健康管理と行動履歴の把握（6/8～）

- ・3密を回避するとともに、外出時における行動歴を記録

■ 発電所への新規入所者管理（7/1～）

- ・移動前2週間の行動歴の記録について移動先の上司が3密箇所へ行動歴がないことを確認し、移動を許可する



4. 福島第二原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（2/3）

＜東京電力＞

■ マスク着用義務（2/19～）

- ・全所員に対し、マスク着用を義務化

■ 出社前検温の実施、感染者・感染疑い者の情報確認（2/19～）

- ・全所員に対し、出社前検温の実施ならびに報告を義務化
- ・発熱等の風邪症状（咳、のどの痛み、鼻水など）がある者は出社を自粛するとともに職場管理者に報告し、関係者で共有

■ 出張の扱い（7/28～）

- ・発電所員の東京圏へ出張は原則禁止（本社から発電所へ出張も原則禁止）

■ 一部所員の在宅勤務の実施（4/22～）

- ・所員を3班体制とし、その内の1班を在宅勤務によるテレワークを実施（2週間交替）

■ 独身寮食堂の扱い（3/3～）

- ・対面喫食による飛沫感染を防ぐため、座席の間引きを実施

■ 単身赴任者や独身者の帰省（帰宅）の扱い（7/28～）

- ・東京圏を跨ぐ単身赴任者などの移動は、従来にも増して慎重に判断
- ・東京圏へ移動する場合は、事前に「行動計画書」を提出
- ・帰省（帰宅）先では、接待を伴う飲食店など「3密のある場所」へ行かないことを遵守

4. 福島第二原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（3/3）



<協力企業>

■ 協力企業に対する情報連絡の依頼（3/12～）

- ・各協力企業において、発熱等の風邪症状（咳、のどの痛み、鼻水など）が発生した場合には当社への報告を指示

■ メーカーおよび協力企業との面会自粛（3/12～）

- ・メーカーおよび協力企業各社に不要不急の来訪を自粛頂くとともに、来社時にはマスク着用の協力を要請

5. 福島第二原子力発電所における当直体制について

- 交替要員を確保するため予備チームを設置
- 使用済燃料の安定冷却を維持するために、下記の対策により当直員罹患を回避
- 通勤の扱い（2/21～）
 - ・ 通勤バスにおける3密回避のため、マイカーによる通勤に変更
- 運転員の執務環境
 - ・ 運転員と作業員の直接接触防止
 - ・ シフト交替時における引き継ぎ時間の短縮化
 - ・ 引き継ぎ前に除菌シート等による執務室を消毒
 - ・ 他エリアから独立した空調環境
- その他
 - ・ 感染防止の観点から事務本館への立ち入りを原則禁止
 - ・ エレベーターは1名のみで使用、または階段の使用

6. 福島第二原子力発電所における視察状況および各装備品の取扱いについて



■ 視察状況

- ・ 3月2日より6月30日までの視察受入中止を決定。
- ・ 2019年度の視察者数は、3月末時点で2,020人
- ・ 社会情勢を鑑み、7月1日より視察受入再開。再開にあたっては、過去2週間の行動確認後にご視察を受け入れ、新しい生活様式に移行した対応として、視察人数制限（15名以下）による3密回避等、感染防止対策を徹底

■ 各装備品の取扱い

- ・ 新型コロナウイルスの影響により、国内外でマスクや防護装備の需要が高まっているが、福島第二原子力発電所の作業で使用している放射線防護装備については、現時点で必要量を確保
- ・ 製造業全般における「サプライチェーン」の課題長期化が想定される中でも、福島第二原子力発電所の作業に万全を期すべく、防護装備の安定的な確保に向けて、調達先の拡大などの必要な対策を実施中

以 上